

平成 17 年度の対象技術分野の追加について（案）

平成 16 年度の実証試験の対象技術分野として、これまでに 酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理、山岳トイレ技術分野、化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）、VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）、非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）を選定し、所要の準備を進めているところ。

今般、行政ニーズ等を踏まえ、新たに対象技術の公募・選定をおこなう技術分野として、新たに以下の技術分野を追加したい。なお、夏季にフィールドで実証を行う必要があるという技術分野の特性から、平成 17 年度当初に対象技術の公募・選定を行う必要があるため、今年度から実証試験要領の策定等を実施することとしたい。

平成 17 年度に実証の対象とする技術分野

湖沼等水質浄化技術分野【別紙参照】

（技術分野の内容）

流入汚濁負荷の削減だけでは水質改善が難しい湖沼等の閉鎖性水域において、水中、底泥等に蓄積した汚濁を直接浄化するための、または、汚濁負荷の内部生産を抑制するための技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、しゅんせつ等大がかりな土木工事等を要するものは除く。

（対象となる技術の例）

ろ過・吸着・沈殿等による湖沼等の水質浄化技術、または、植物プランクトンの異常増殖の抑制による湖沼等の水質改善技術など。

参考 1：平成 16 年度環境技術実証モデル事業実施要領（抄）

第 3 章 対象技術分野の選定

環境省は、環境技術実証モデル検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。

- （1）開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野
- （2）普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
- （3）既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野
- （4）実証が可能である技術分野
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野
 - 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野
- （5）環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野

湖沼等水質浄化技術分野

1. 湖沼の水質汚濁について

湖沼の水質については、閉鎖性の水域であり、一度汚濁物質がたまってしまうと浄化が困難であるなどの特有の条件を抱え、有機汚濁の指標である COD(化学的酸素要求量)の環境基準の達成率が、40%台と低い状態のまま推移している。

また、湖沼水質の悪化は、流域からのりん等の栄養塩と有機汚濁物質の流入と蓄積によって引き起こされ、植物プランクトンの異常増殖等による水道異臭味被害、景観障害が全国各地で発生している。

2. 湖沼水質保全対策について

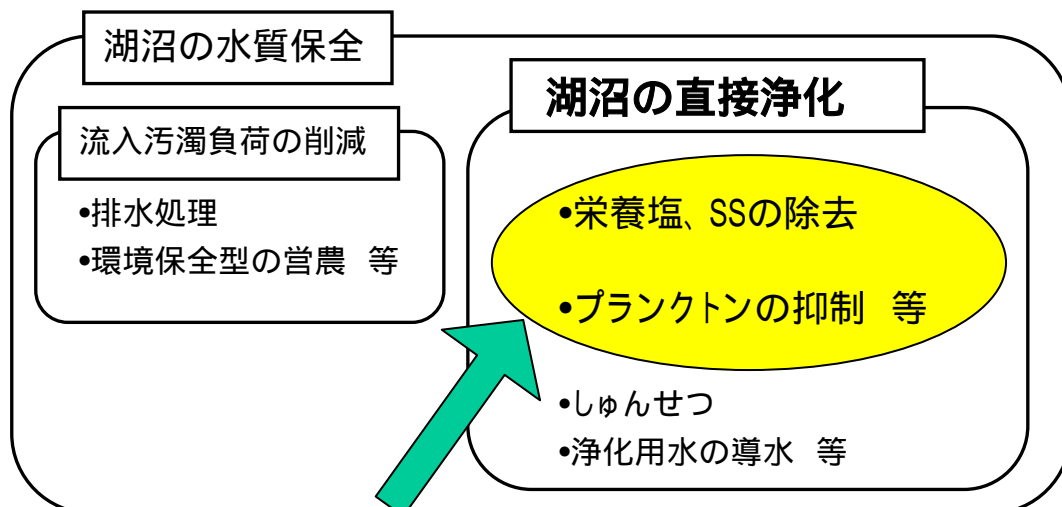
従来の有機物等に係る排水規制に加え、昭和 60 年より水質汚濁防止法に基づいて、富栄養化の原因となる窒素またはりん含有量に係る排水規制対象湖沼を指定して、排水規制を強化してきたが、依然として湖沼の水質改善ははかばかしくない。

廃水処理技術の開発等による湖沼へ流入する汚濁負荷の削減とならび、近年、湖沼の水そのものを直接浄化する技術が多く提案されてきている。

3. 今後の環境省における取り組みについて

湖沼へ流入する汚濁負荷の削減については、これまでどおり、積極的に推進する必要があるが、これとならび、近年発達の著しい、湖沼の水そのものを直接浄化する技術の開発と普及を図っていく。

本技術実証事業では、小規模な湖沼等の管理者でも導入が容易で、低コストで、処理の困難な汚泥の発生等も少ない技術を募集して技術実証を行うものとする。ただし、大規模な土木工事が必要で河川管理者が直接実施するべき底泥しゅんせつ事業等については対象としない。また、公共用水域で実施するため、化学物質や微生物等の使用については、その効果と安全性が客観的に証明されている場合に限る。



「湖沼等水質浄化技術分野」実証の対象